

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	北村 亜沙子
【住所又は本店所在地】	大阪府中央区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和7年2月6日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社eWeLL
証券コード	5038
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	北村 亜沙子
住所又は本店所在地	大阪市中央区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社eWeLL 管理本部 澤田 景一郎
電話番号	06-6243-3355

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 8
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年1月15日
訂正箇所	当該株券等に関する担保契約等重要な契約

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、2023年10月25日に大和証券株式会社との間に株式担保融資契約が締結されており、当該契約に基づき提出者が保有する株式のうち103,100株を同社に対して担保として差し入れております。

提出者は、2023年12月20日に三井住友信託銀行株式会社との間に金銭消費貸借契約が締結されており、当該契約に基づき提出者が保有する株式のうち270,700株を同行に担保として差し入れております。

提出者は、2023年12月20日に三井住友信託銀行株式会社との間に金銭消費貸借契約が締結されており、当該契約に基づき提出者が保有する株式のうち200,000株を2024年5月31日に同行に対して担保として差し入れております。

提出者は、2025年1月15日に三井住友信託銀行株式会社との間で保有株式741,400株について担保差入を解除しました。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、2023年10月25日に大和証券株式会社との間に株式担保融資契約が締結されており、当該契約に基づき提出者が保有する株式のうち103,100株を同社に対して担保として差し入れております。

提出者は、2023年12月20日に三井住友信託銀行株式会社との間に金銭消費貸借契約が締結されており、当該契約に基づき提出者が保有する株式のうち270,700株を同行に担保として差し入れております。

提出者は、2023年12月20日に三井住友信託銀行株式会社との間に金銭消費貸借契約が締結されており、当該契約に基づき提出者が保有する株式のうち200,000株を2024年5月31日に同行に対して担保として差し入れております。

提出者は、2025年1月15日に三井住友信託銀行株式会社との間で保有株式全部について担保差入を解除しました。